平成２１年（フ）第５６号
沖縄県名護市字宮里973番地
債務者　當眞　利恵
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第１８号
長野県埴科郡坂城町大字南条4619番地２　町横尾団地Ａ―303
債務者　大畑　良多
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２３号
長野県上田市前山536番地１
債務者　小宮山祐子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第４６４号
兵庫県明石市西新町３丁目２番１号サングレース明石306号室、旧住所兵庫県明石市硯町２丁目６番44号
債務者　森　　由紀
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
兵庫県明石市魚住町西岡2272―Ｃ―301、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町友沢390―１―Ａ―101
債務者　杉山　大知
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
神戸市西区桜が丘中町６丁目11―５
債務者　永川　政子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
兵庫県明石市鳥羽1701―３―202
債務者　新井麻理子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
神戸市西区二ツ屋２丁目10―５
債務者　松岡　春菜（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
神戸市西区玉津町田中618
債務者　橋本　京子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
神戸市西区押部谷町木幡２―10―202
債務者　久保　恵理（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
神戸市西区岩岡町西脇1107―１
債務者　砂川恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
兵庫県明石市大久保町江井島763―１総合市場内
債務者　池田　松夫
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
兵庫県明石市魚住町西岡554　カナハイツⅡ―102、旧住所兵庫県加古川市加古川町美乃利374―18
債務者　稲田　真紀
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
神戸市西区伊川谷町有瀬143―２―３―306
債務者　小川信一郎
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
神戸市西区伊川谷町有瀬502―４―１―1003
債務者　大久保仁美（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
兵庫県明石市大久保町西脇364―１県住９棟402
債務者　井手かすみ
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
兵庫県明石市大久保町大窪2107―１プレステージ大久保Ⅲ―502
債務者　大西　昭吉
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係